

募集要項の概要

施設名	「堺市立歴史文化にぎわいプラザ」			
項目	I はじめに・II 施設設置目的・III 事業内容に関する事項			
① 対象施設の名称・場所 P. 2-	堺市立歴史文化にぎわいプラザ：堺市堺区宿院町西 2 丁 1-1			
② 指定管理者が行う業務 P. 4	<ul style="list-style-type: none"> 施設の運営に関する業務（施設等貸出業務、利用料金の收受業務、総合受付・案内等に関する業務、観光案内展示室・常設展示室・茶の湯等体験室等の管理運営に関する業務、企画展示の実施に関する業務、集客・賑わい創出業務 等） 施設及び設備の維持管理に関する業務（建築物保守管理業務、建築設備保守点検業務、執務環境等測定業務、外溝・植栽維持管理業務、警備業務・機械警備業務、清掃業務、展示設備維持管理業務） その他（緊急時の対応、関係機関等との協議、目的外使用許可、市の主催事業・広報業務への協力、規則・マニュアル等の作成、保険加入 等） 			
③ 管理の基本的な考え方 P. 5	<ul style="list-style-type: none"> 堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例に基づく管理 ・個人情報保護の徹底、情報公開 ・公正、公平な管理 政治的行為又は宗教的行為等の禁止 ・利用者の人権を尊重したサービス提供 ・法令遵守 ・効果的・効率的な管理運営による経費縮減 利用者意見等を反映したサービス向上 ・施設設備の適正な維持管理 ・市と円滑な連絡調整 来訪者サービス施設の運営事業者、地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係の維持 			
④ 指定期間（予定） P. 5	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（5 年間）。この期間は、市議会の議決を経て決定する。			
⑤ 自主事業 P. 6	<p>条例等に定める業務に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービス向上につながるような事業を、独自に企画提案し、自己の責任と費用により実施することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必ず実施…グッズショップの運営 ・任意実施…より多くの市民が来館するイベント、自動販売機の設置 等 			
⑥ 管理経費等 P. 6-	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度（4 月 1 日～3 月 31 日） ・指定管理料の支払い等 ・指定管理料の支払時期 指定管理料に含まれる経費（人件費、施設維持管理費、市学芸業務として開催する企画展に係る広報費及び印刷製本費、キャッシュレス決済に係る経費、茶の湯文化振興事業に係る経費） 指定管理者の収入（指定管理料、観覧料、使用料、駐車料金の利用料金、事業実施に伴う参加費等） ・自主事業の実施に係る経費 ・経理事務 			
⑦ 利用料金等 P. 9-	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金制の採用 ・利用料金の收受 ・利用料金の減免等 ・自主事業の参加費等 			
⑧ 管理の基準 P. 10-	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令等の遵守 ・開館時間及び休館日についての指定管理者からの提案、市長の承認 ・使用許可 ・守秘義務 個人情報の保護 ・情報公開 ・文書管理 ・障害を理由とする差別の解消の推進 本市の施策との整合 ：障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域の活性化、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組、暴力団排除、市政への協力 			
⑨ 事業計画書 P. 13-	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営方針 ・従業員の配置、研修計画 ・個人情報の保護方針 ・情報公開方針、広報計画 利用促進計画 ・モニタリング計画 ・自主事業計画 ・管理施設等の維持管理方針 ・第三者への業務委託計画 ・苦情要望への対応 緊急時対策 ・収支計画 ・目標設定と目標達成の方策 等 			
⑩ リスク分担 P. 14	「堺市立歴史文化にぎわいプラザ指定管理者募集要項」別紙 6「リスク分担表」のとおり。指定管理者の指定後に協議を実施			
⑪ 管理運営に伴う租税について P. 14-	指定管理者には、原則として法人税、法人市民税、法人府民税が課税される。			
⑫ 保険加入 P. 15	市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険への加入			
⑬ 行政財産の使用・目的外使用の取り扱い P. 15	指定管理者が、利用者の利便性等の確保のために公の施設の設置目的外となる設備等を施設内に設ける場合は、市の許可を受ける必要がある。			
⑭ 第三者委託 P. 15-	管理業務の第三者委託の不可。ただし、別紙 7 に記載の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合は委託可。			
⑮ 本市の指示等 P. 16	<p>(1) 管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示ができる。</p> <p>(2) (1) の指示に従わないときは、指定を取り消し、業務の停止を命ずることができる。</p>			
⑯ モニタリング及び評価 P. 16-	<ul style="list-style-type: none"> 利用者アンケート等による意見聴取の結果を集計し市に報告 ・報告に基づく、指定管理者への必要な指示・評価の実施 第三者によるモニタリングの実施（指定管理者の指定後、別途通知） 			
⑰ 管理業務の報告 P. 17-	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度終了後の事業報告書の提出、公開 ・月例報告書の提出 ・緊急事態等の報告 			
⑱ 管理業務の継続が困難になった場合の措置 P. 19	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の帰責事由により継続困難となった場合は、指定取り消し等の措置をとり、損害は本市に賠償する。 不可抗力等により継続困難となった場合は、協議し、協定の解除及び指定の取消しができる。 			
⑲ 引継ぎ等 P. 19	<ul style="list-style-type: none"> 指定後の市及び現指定管理者との引継ぎ ・従業員の研修及び帳票類の印刷等の準備等 指定期間満了又は指定の取消しによる次期指定管理者への引継ぎ ・引継ぎ時の施設設備の原状回復 			
⑳ 管理業務に関する評価 P. 19	モニタリング結果をもとに、年度終了後に指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を実施。第三者の外部有識者の意見聴取、管理業務への反映。必要に応じた是正措置、指定管理料の減額などのペナルティ。評価結果は市ホームページに公表。			
IV 募集に関する事項				
① 公募及び選定のスケジュール P. 20	募集要項の公表（市 HP）	令和 6 年 4 月 16 日（火）～6 月 14 日（金）	応募書類の受付	令和 6 年 6 月 7 日（金）～14 日（金）
	施設の現地説明会	令和 6 年 5 月 1 日（水）	書類審査・面接審査	令和 6 年 6 月下旬～7 月上旬（予定）
	質問書の受付	令和 6 年 5 月 8 日（水）～15 日（水）	選定結果の通知	令和 6 年 7 月中旬（予定）
	質問書の回答（市 HP）	令和 6 年 5 月 24 日（金）（予定）	市議会による指定管理者の議決	令和 6 年 9 月（予定）
② 応募資格等 P. 20-	法人その他の団体又は複数の法人等が構成するグループ			
③ 欠格事項 P. 21-	欠格事項に該当する団体は、応募を無効とする。			
④ 選定対象除外 P. 22	虚偽、不正行為等があった場合は、選定の対象から除外。			
⑤ 応募手順 P. 22-	募集要項の公表から応募書類受付までの手順。			
V 提出書類に関する事項 P. 25-	「堺市立歴史文化にぎわいプラザ」の様式を参照			
VI 選定及び指定に関する事項				
① 選定審査方法 P. 28	資料 2（選定審査方法）、別表（選定基準）参照			
② 選定結果通知等 P. 28	選定結果については、令和 6 年 7 月中旬を目途に文書で通知し、市 HP で公表。			
③ 指定管理者の指定等 P. 28	候補者の決定後、市議会（9 月予定）で指定議案の議決を経て指定。			
④ 協定に関する事項 P. 28-	指定後、指定期間内における基本的事項について定める「基本協定」、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」を締結			
VII その他 注意事項 P. 30				

